

縣市協調未来創造検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 徳島県と徳島市の協調による新ホールの整備及び青少年センターの機能移転にあたり、有識者による検討を行うため、縣市協調未来創造検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、専門的見地から検討を行う。

- (1) 新ホールの整備に関する事項
- (2) 徳島県青少年センターの機能移転に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員40名以内で組織し、その任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

- (1) 文化芸術各分野の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 建築、経済、観光等各分野の代表者
- (4) その他会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会長は、徳島県知事をもって充て、副会長は、徳島市長をもって充てる。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、検討会議以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議には、専門的議論を深めるため、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 新ホール部会
 - (2) 青少年センター部会
- 2 部会に所属する委員は会長が決定する。
 - 3 部会にはそれぞれ部会長1名及び副部会長1名を置き、会長が指名する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、会議を主宰する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 検討会議の事務を処理するため、事務局を徳島県未来創生文化部に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、徳島県未来創生文化部長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年10月5日から施行する。

2 この要綱は令和2年10月19日から施行する。